

学校いじめ防止基本方針

飯能市立飯能第二小学校

I いじめ防止基本方針について

(1) 基本方針の骨子

本方針は、「いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)」第 13 条及び埼玉県「埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針」、飯能市「いじめ防止基本方針」等にもとづき、飯能第二小学校全児童が、安心・安全で充実した学校生活を送ることを目的に作成したものである。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等について、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等との一定の人間関係等にある他の児童等が行う心理的または、物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを指す。ーいじめ防止対策推進法(第 2 条)よりー

(3) 重大事態とは

重大事態とは、“いじめにより重大な被害が生じた”疑い又は“いじめにより不登校を余儀なくされている”疑いがある段階を指す。それらの疑いが生じた段階から学校の設置者又は学校は調査の実施に向けた取組を開始する。重大事態調査の目的は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟(そうしょう)等への対応を直接目的とするものではなく、当該重大事態への対処及び再発防止策を講ずることにある。

(4) いじめの防止等に対する基本姿勢

- ① いじめが本校の全ての児童に関係する問題であることに鑑み、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないようにすることを目指す。
- ② 全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがない雰囲気作りに務め、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として行う。
- ③ 対象児童(いじめを受けた、又は疑いのある児童)の早期発見、生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し実効的な取組を行い、本校教職員、家庭、地域、その他の関係者の連携・協力の下に行う。
- ④ この基本方針は随時見直しを行い、よりよい対策を講ずることができるよう努めるとともに、教職員のいじめ防止等への共通理解と意識啓発を図る。

II いじめ防止に関する校内組織

(1) 「組織」の設置について

いじめ防止対策推進法第 22 条の規定により、いじめ防止に関する措置を実行的に行うため、全教員が参加して情報を共有する「生徒指導会議」格上げ組織の「ケース会議」を実施する。また、重大事態発生等が生じる恐れがあるときには、速やかに、学校の設置者又はその設置する学校の下に「いじめ対策組織」を設け、質問票の使用その他適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

(2) いじめへの組織的な対応について

- ① 全教員が参加して児童の情報を共有し、連携・協力して指導に当たるために毎月 1 回、職員集会後に生徒指導会議を実施する。この中でより細やかな指導の方針を決める「ケース会議」を校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談主任・特別支援コーディネイター・養護教諭

・担任を中心に招集し、個別に迅速に対応するものとする。また、事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにその下にいじめ対策組織を設けることとする。組織構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別な利害関係を有しない者(第三者)について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

Ⅲ いじめ防止に関する取り組み

(1) 未然防止

いじめは、どの児童にも起こり得ることを踏まえ、問題克服のために全児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。そこで、「いじめを生まない、いじめをしない、いじめを許さない」の共通理解・共通行動の下、全教育活動を通して教員と児童、児童同士、教員と保護者の信頼関係づくりを図る。

いじめの未然防止の基本となるのは、児童が周囲の友だちや教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活動できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりが重要と考える。

そこには、児童一人一人が孤立することなく学級集団の一員としての存在感を自覚し自信が生まれ、お互いを認め合える人間関係を自ら創り出していくことが期待させる。そこで、次の5項目を未然防止の留意点とする。

- いじめは絶対に許さないという教職員の意識・姿勢を示す。
- いじめについて考えさせる時・場を設ける。(朝や帰りの会、教科及び道徳・特別活動・総合的な学習の時間等)
- 自分の気持ちや考えが素直に言えて、適切な行動がとれるよう指導する。(子ども同士の人間関係におけるコミュニケーション能力の育成、道徳心・情操の育成)
- いじめを見て見ぬふりをしないよう指導する。
- 一人で悩まず、家族・学校・友だち・関係機関等に相談するよう指導する。

(2) 早期発見

学級担任は、児童の普段の学校生活の様子の把握に努め、学級における児童同士の関係、その思いに共感し良好な人間関係の構築に努めるとともに、児童自らが進んで相談したり報告したりできるような信頼関係の構築に努める。また、全教職員は、日頃から児童の様子を観察し、普段と違う児童の様子や変化について情報交換できる雰囲気醸成する。

そこで、次の7項目を早期発見の留意点とする。

- 学校生活において、普段より児童同士の良好な人間関係づくりを創造する学級経営に努める。そこで、普段から児童を観察し、学習に集中できる環境づくりを図るため、学習用具の準備、姿勢、挨拶、整理整頓、教科書・ノートの使用、作品等の変化を見逃さない。
- 健康観察時等を含め、表情やしぐさから児童が発する無意識のサインを見逃さない。
- 学級間、学年間を越えて児童同士の人間関係、交流について情報交換ができる雰囲気づくりを醸成する。
- 児童向けの「なかよしアンケート」の定期的・計画的な実施による情報の収集・共有を行う。
- 定期に行う生徒指導会議において、全校児童の様子、特に配慮を要する児童の様子等、情報の共有をする。

○管理職による校内巡視、全職員での児童観察等の実施

○学校だよりや保護者会等を通じ、学校の取組の発信及び情報の収集・共有を図る。

(3) 早期対応

いじめを認知した場合には、いじめ対策組織を中心に迅速・組織的な対応に心掛け、より正確な情報の共有を図るとともに、対象児童(いじめを受けた又は疑いのある児童)への支援、関係児童(いじめを行った疑いのある児童)への指導、周囲の児童への指導・ケア等について全教職員一丸となって対応する。また、“いじめにより重大な被害が生じた”疑い又は“いじめにより不登校を余儀なくされている”疑いがある段階では重大事態として、学校は調査の実施に向けて準備をする必要がある。

① いじめ対策組織を中心とした対応

いじめ対策組織を立ち上げ、学校アンケート・教育相談等を通じて把握した情報に基づき、いじめの解決のための適切な対応を協議し、全教職員で対応方針を共有して取り組む。

② 対象児童への対応

いじめを受けた児童の安全を確保してから、いじめを受けた児童の側に立ち、共感的に話をよく聴き、事実関係を明らかにする。いじめの内容や関係する児童について十分把握する。解決することを伝え、安心感を与える。

③ 関係児童への対応

いじめを行った児童(行為を認めた)からも十分に話を聴き、事実関係を明らかにする。いじめの内容や関係する児童について十分に把握する。いじめは人としての生き方として絶対に許されない、卑怯な行為であることを理解させて、いじめの言動・行為をやめさせる。また、傷ついた相手の気持ちを理解させ、謝罪できるよう指導する。

その後、いじめを受けた児童といじめを行った児童の関係・その周囲の児童との関係改善のため、いじめ対策組織が中心となり組織的・継続的に見守り、支援(児童の立ち直り)・指導する。

いじめは、状況によっては関係児童側にもケアが必要であり、その際は、専門機関(カウンセリングや医療機関)と繋ぐことも視野に入れる。

④ いじめを通報した児童への対応

勇気を持って教職員にいじめを通報した児童を十分賞賛する。同時に、守り通すことをはっきり伝え、教育活動全体を通して見守り、いじめを通報した児童の安全を確保する。その際、通報した児童の保護者とも緊密に連携を図る。

⑤ 関係児童集団及び周囲の児童への対応

いじめている児童の周りで一緒になって言ったり見ていたりすることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。さらに、いじめられている児童の気持ちになって考えると、何もしないでいることは、いじめを行ったのと同じように思われることに気付かせる。

また、いじめは、他人事ではなく、自分の問題として考えさせるとともに、いじめを見かけたら、すぐに知らせる勇気を持たせる。

⑥ 保護者への対応

いじめを受けた児童の保護者に対しては、家庭に連絡し丁寧に状況を説明するとともに、解決に向け学校としての取組方針を伝え誠実に対応する。関係児童の保護者に対しても、家庭に連絡し丁寧に状況を説明するとともに、解決に向け学校としての取組方針を伝え協力を求める。学校は、双方の保護者と

も連絡を密にし、誠意を尽くした対応を続ける。また、必要に応じて、各関係機関との連携を図りながら対応する。また、児童に重大な被害(自殺や不登校等)が発生した際に、学校外のことで児童が悩みを抱えていたと考えられるとしても、学校の設置者及び学校は、詳細な調査を行わなければ、全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめははかった」、「学校に責任はない」という判断を行うことは、かえって事態を重大化・長期化させるおそれがあることに留意する。また、状況を把握できていない中で断片的な情報を発すると、それが一人歩きしてしまうことに注意する。また、対象児童やその家庭に問題があったと発言するなど、対象児童・保護者に心情を害することは厳に慎む。

(4) 年間を見通したいじめ防止指導計画

	項 目	時 期
未然防止	○いじめは絶対に許さないという教職員の意識・姿勢を示す。	年間
	○いじめについて考えさせる時・場を設ける。(朝や帰りの会、教科及び道徳・特別活動・総合的な学習の時間等)	年間指導計画による
	○自分の気持ちや考えが素直に言えて、適切な行動がとれるよう指導する。(子ども同士の人間関係におけるコミュニケーション能力の育成、道徳心・情操の育成)	年間
	○いじめを見て見ぬふりをしないよう指導する。	年間
	○一人で悩まず、家族・学校・友だち・関係機関等に相談するよう指導する。	年間
校内研修	○いじめ防止に関する職員研修	夏季休業日
早期発見	○普段から児童を観察し、学習に集中できる環境づくりを図るため、学習用具の準備、姿勢、挨拶、整理整頓、教科書・ノートの使用、作品等の変化を見逃さない。	年間
	○健康観察時等を含め、表情やしぐさから児童が発する無意識のサインを見逃さない。	年間
	○学級間、学年間を越えて児童同士の人間関係、交流について情報交換ができる雰囲気づくりを醸成する。	年間
	○児童向けの「私と友達アンケート」の定期的・計画的な実施による情報の収集・共有。	生活アンケート (学期1回)
	○定期に行う生徒指導会議において、全校児童の様子、特に配慮を要する児童の様子等、情報の共有をする。	毎月生徒指導会議
	○管理職による校内巡視、全職員での児童観察等の実施	年間
	○学校だよりや保護者会等を通じ、学校の取組の発信及び情報の収集・共有を図る。	適宜

Ⅳ 重大事態への対応

いじめによる不登校等の重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「一般的 重大事態調査の流れ」に基づいて対応する。

○重大事態の対応開始・報告・調査

改めて、重大事態は、事実関係が確定した段階を重大事態と呼ぶのではなく、「いじめにより 重大な被害が生じた疑い」、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」の段階を重大事態と言い、この段階から対応を開始することを認識しなければならない。また、児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったとき(人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申し出等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む)は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

○重大事態調査中における学校の対応

対象児童を徹底して守り、見守りや心のケア、いじめ行為が明らかな場合はいじめをやめさせ、いじめを解消するために、関係児童への指導及び支援に継続的に取り組まなければならない。○調査主体の決定

学校の設置者が主体になるか、学校が主体になるかの判断は、個別の重大事態の状況に応じて、学校の設置者が行うものとする。

- ① 学校のいじめ対策組織と必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家が参画した調査組織(学校いじめ対策組織方式)
- ② 教育委員会中心となった、弁護士、医師、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家が参画した調査組織(教育委員会方式)
- ③ 全ての調査委員が第三者で構成された調査組織(第三者委員会方式) ○対象児童・保護者に対する事前説明

① 重大事態と判断した後速やかに説明・確認する事項

- ・ 重大事態の別・根拠
- ・ 調査目的
- ・ 調査組織の構成に関する意向の確認
- ・ 調査事項の確認
- ・ 調査方法や調査対象者についての確認
- ・ 窓口になる担当者や連絡先の説明・紹介

② 調査組織の構成や調査を行う体制が整った段階で説明する事項

- ・ 調査の根拠・目的
- ・ 調査組織の構成
- ・ 調査時期・期間(スケジュール、定期報告)
- ・ 調査事項・調査対象
- ・ 調査方法
- ・ 調査結果の提供
- ・ 調査終了後の対応

○関係児童・保護者に対する説明等

関係児童・保護者に対しても事前に説明が必要である。

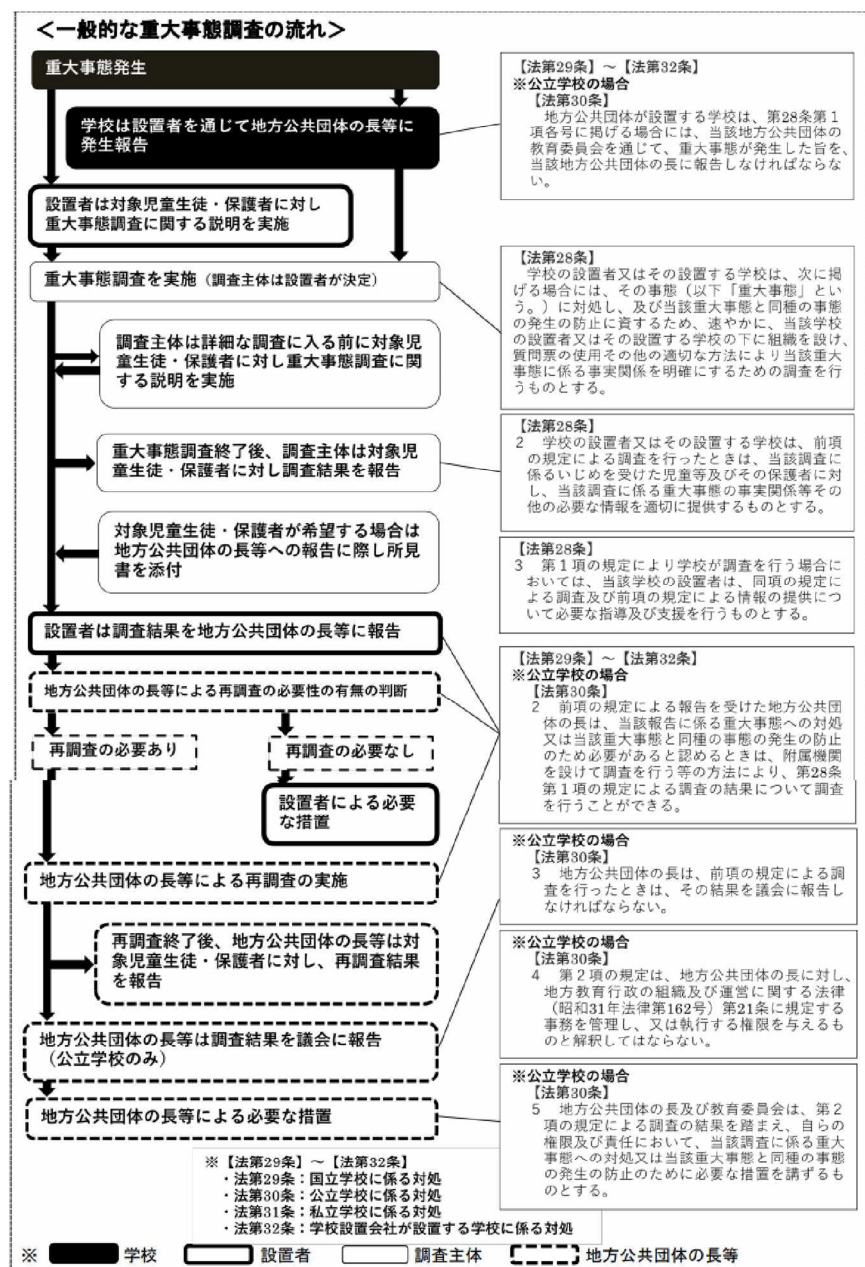
○重大事態に当たらない場合の説明

いじめの重大事態に当たらないことが明らかであるというためには、例えば、いじめの事実が確認できなかっただけでは足りず、設置者または学校においていじめの事実が起これないことを客観的・合理的な資料等を用いつつ、説明する必要がある。

○対象児童・保護者が重大事態調査を望まない場合

対象児童・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、重大事態として取り扱わないこ

とは決してあってはならず、対象児童への支援や関係児童生徒への指導および支援も行わなければならない。例えば、重大事態の調査報告書の公表は望まない、関係児童等への聞き取りは行わず、学校の記録の確認等から事実関係を整理し、再発防止策を検討を行うなど、調査方法を工夫するなど、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを対象児童・保護者に説明する 必要がある。



V 学校の取組に対する検証・見直し

○実効性のある取組となるよう学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直す。

○学校職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめに関する取組の検証を行う。

3 学校いじめ防止関係年間予定

4月	企画委員会：「令和7年度学校基本方針」確認 生徒指導会議
5月	校内研修(生徒指導・児童理解) 生徒指導会議
6月	生徒指導会議
7月	生徒指導会議 児童対象アンケート調査① 調査結果をフィードバック
8月	生徒指導会議 いじめ防止に向けた校内研修
9月	生徒指導会議
10月	生徒指導会議
11月	生徒指導会議 いじめ撲滅強調月間の取組
12月	生徒指導会議 児童対象アンケート調査② 調査結果をフィードバック 保護者アンケート(学校評価アンケート)
1月	生徒指導会議
2月	生徒指導会議
3月	生徒指導会議 児童対象アンケート調査③ 調査結果をフィードバック 今年度の問題の検討及び新年度の成果・課題の検討